

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 43 号

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市斎苑条例（平成 8 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1 火葬炉使用料（第 7 条関係）				別表第 1 火葬炉使用料（第 7 条関係）			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
		市内在住者	市外在住者			市内在住者	市外在住者
12 歳以上の者	1 体	円 <省略>	円 50,000	12 歳以上の者	1 体	円 <省略>	円 30,000
12 歳未満の者	1 体	<省略>	30,000	12 歳未満の者	1 体	<省略>	18,000
死産児及び流産児	1 体	<省略>	15,000	死産児及び流産児	1 体	<省略>	9,000
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市斎苑条例の規定は、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 20 条の死亡診断書若しくは死体検案書に記載された死亡の年月日又は死産の届出に関する規程（昭和 21

年厚生省令第42号)第4条の死産証書若しくは死胎検案書に記載された死産の年月日(以下「死亡年月日等」という。)が平成23年4月1日以後のものに係る火葬炉使用料について適用し、死亡年月日等が同日前のものに係る火葬炉使用料については、なお従前の例による。